

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町老人福祉センター雁が音苑設置及び管理に関する条例第 9 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町老人福祉センター雁が音苑設置及び管理に関する条例第 9 条第 1 項、第 10 条、第 16 条 美郷町老人福祉センター雁が音苑管理規則第 2 条、第 3 条第 1 項、第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町老人福祉センター雁が音苑設置及び管理に関する条例 (使用許可) 第 9 条 福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (使用制限) 第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 風俗を害し、公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(社会福祉法人に事業を委託する場合における規定の適用) 第 16 条 第 4 条の規定により社会福祉法人に事業を委託する場合は、第 9 条中「町長」とあるのは「第 4 条に規定する社会福祉法人の長」と、第 10 条及び第 12 条中「町長」とあるのは「所長」と、第 14 条中「指定管理者」とあるのは「社会福祉法人及び指定管理者」と、「第 6 条の規定に係る」とあるのは「第 4 条及び第 6 条の規定に係る」と読み替えるものとする。</p> <p>○美郷町老人福祉センター雁が音苑管理規則 (使用者の範囲) 第 2 条 美郷町老人福祉センター雁が音苑（以下「福祉センター」という。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、町長が特に使用を認めた者については、この限りでない。</p> <p>表 略</p>

	<p>(使用許可申請書等)</p> <p>第3条 福祉センターを使用しようとする者は、使用しようとする日の3か月前から当日までに使用許可申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(社会福祉法人に事業を委託する場合における規定の適用)</p> <p>第7条 条例第4条の規定により社会福祉法人に事業を委託する場合は、第3条及び第4条中「町長」とあるのは「所長」と、第6条中「所長」とあるのは「条例第4条の規定に基づき事業の委託を受けた社会福祉法人の長」と読み替えるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7日</p>
備 考	使用日の3か月前から当日までに申請（規則3条1項）
設 定 日	平成27年10月31日